

第2章 時代の潮流と本県の現状

1 時代の潮流

今日、私たちが暮らす時代は、社会のあらゆる分野でグローバル化が急速に進み、人、物、情報など国境を越えた交流がますます活発化する中、精神的な豊かさや生活の質を重視する「成熟社会」、少子化等に伴う「超高齢社会」と呼ばれる時代を迎え、大きな変化が訪れています。

地域社会が抱える様々な課題に対応し、解決を図っていくためには、私たちを取り巻くこうした社会経済情勢の変化等を「時代の潮流」として的確に把握する必要があります。

ここでは、人口減少の問題をはじめ、本県の未来を考える上で特に重要となる9つの視点から「時代の潮流」を明らかにしていきます。

(1) 人口減少抑止への挑戦

わが国の総人口は、総務省統計局の人口推計によると、2005(平成17)年に戦後初めて前年を下回った後、増減を繰り返してきましたが、2011(平成23)年以降は4年連続で大きく減少しています。

国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口」によると、わが国の総人口は、今後も減少傾向が続き、2043(平成55)年には1億人を割り込むことも予測されています。

また、2014(平成26)年5月に、民間有識者でつくる「日本創成会議・人口減少問題検討分科会」は、地方から大都市への人口流出が現状のまま続いた場合、2040(平成52)年には20~39歳の若年女性人口が50%以上減少する市区町村が896(全体の49.8%)にのぼり、消滅の可能性があるとの推計を発表しました。

合計特殊出生率は、2006(平成18)年から上昇傾向が続いていましたが、2014(平成26)年には前年の1.43から1.42に微減しました。出生数も前年より2万6千人余り少ない約100万人となり、4年連続で減少しています。

少子化の進行に伴い、高齢化率も上昇しており、2060(平成72)年には39.9%に達し、国民の2.5人に1人が65歳以上の高齢者になると予測されています。

こうした、人口減少・少子高齢化の進行に伴い、日常的な支え合い機能が衰退し、コミュニティそのものの維持が困難となる集落の増加、経済活動の停滞や年金・医療・介護などの社会保障システムにおける財源不足、現役世代の負担増等の問題が生じています。

このため、政府は、2014(平成26)年11月に、人口減少に歯止めをかけ、それぞれの地域で住みよい環境を保持して、将来にわたって活力ある日本社会を維持することを目的とする「まち・ひと・しごと創生法」を制定するとともに、同法に基づき、同年12月に、まち・ひと・しごと創生「長期ビジョン」「総合戦略」を策定し、2060年に1億人程度の安定した人口構造を保持できるよう、2020(平成32)年を目途にトレンドを変えるための抜本的な改革・変革を進めています。

また、現在、全国の自治体において、2015(平成27)年度内を目途に、同法に基づ

く地方版のビジョン・総合戦略の策定が進められており、地方創生をめぐる地域間の競争が激しくなっています。

(2) 地球温暖化の進行と再生可能エネルギーの導入加速

わが国は、1992(平成4)年に採択された「気候変動に関する国際連合枠組条約」に基づき、1997(平成9)年に採択された京都議定書の第一約束期間(2008(平成20)年～2012(平成24)年)において、温室効果ガスの排出量を1990(平成2)年度比で6%削減することを目標に取り組みを進めてきた結果、8.4%の削減を達成しました。

2014(平成26)年11月、I P C C(気候変動に関する政府間パネル)において、温室効果ガスの排出が現状のまま続いた場合、21世紀末には平均気温が最大4.8 上昇し、生態系、健康への悪影響や異常気象の多発、海面上昇による災害時のリスク増大が懸念されること、温暖化を2 未満に抑制する必要があることなどが報告されました。

現在は、2015(平成27)年末の「気候変動枠組条約第21回締約国会議(C O P 2 1)」での合意を目指して、2020(平成32)年以降の新たな枠組みづくりの国際交渉が進められています。

2011(平成23)年3月に発生した東日本大震災後、2012(平成24)年7月に施行された「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づく固定価格買取制度により、再生可能エネルギーの普及が促進され、特に太陽光発電の導入が急速に進みました。

しかし、急増した太陽光発電の影響により、国民負担の大幅な増加や電力系統への連系制約など様々な問題が発生したため、2015(平成27)年1月に固定価格買取制度の見直しを行い、「安定供給」と「再生可能エネルギーの導入拡大」の両立を図ることとしています。

点検のために稼働停止中の原子力発電所については、原子力規制委員会において、より慎重・厳正な新規規制基準による安全審査が行われており、九州電力川内原子力発電所などで再稼働に向けた取り組みが進められています。

政府は、2015(平成27)年6月に、温室効果ガスの排出量を2030(平成42)年に2013(平成25)年比で26%削減する目標値を表明(今後決定)し、エネルギーミックスの改善に向けた取り組みを進めていくこととしています。

また、温暖化の影響に対して自然や社会のあり方を調整する「適応」が重要となることから、2015(平成27)年 月に適応計画を策定しました。

(3) 社会・経済のグローバル化の進展

(社会のグローバル化)

日本に在留する外国人数は、リーマンショックを契機として2008(平成20)年末をピークに減少傾向にありましたが、2013(平成25)年からは増加に転じ、2014(平成26)年末は約212万2千人、前年に比べ約5万5千人増となりました。

政府は、2013(平成25)年以降A S E A N諸国に対してビザ免除などの緩和を実施したことなどから、2014(平成26)年の訪日外国人数は過去最高の約1,341万4千人を記録し、前年比29.4%増と大幅な伸びを示しています。

さらに、東京オリンピック・パラリンピックが開催される2020(平成32)年に向け

て、訪日外国人数2,000万人の早期実現を目指し、ビザ要件の緩和や、外国人旅行者の受入環境の整備、外国人ビジネス客の取り込み等に官民一体となった取り組みを進めています。

（経済のグローバル化）

各国の経済は、ますます国際的な結びつきを強めており、2011（平成23）年に深刻化した欧州債務危機の際には、一国の経済危機が世界経済全体に大きな影響を及ぼしました。また、資源国によるナショナリズムの高揚や、世界的な需要の高まりを背景とした資源獲得競争が激しさを増しており、資源の安定的かつ安価な供給確保に向けた取り組みが進められています。

政府は、新興国を中心に急速に拡大している世界のマーケット獲得に向け、TPP（環太平洋パートナーシップ）協定については、国益を最大化する形での早期妥結に向けて取り組むとともに、日EU・EPA（経済連携協定）、RCEP（東アジア地域包括的経済連携）、日中韓FTA（自由貿易協定）等の経済連携交渉を同時並列的に推進しています。

また、農林水産物・食品の輸出額を、2020（平成32）年に1兆円、2030（平成42）年に5兆円にすることを目指し、2014（平成26）年6月にオールジャパンの輸出戦略の司令塔「輸出戦略実行委員会」を設置し、各種規制の見直しなど輸出環境の整備に取り組んでいます。

（4）産業・社会に変革をもたらすイノベーションの創出

わが国経済の再生に向けて、潜在的な成長力を高め、生産性の飛躍的な向上を図るためには、絶え間ないイノベーション（創意工夫による新たな価値の創造）を起こしていく必要があることから、政府は「世界で最もイノベーションに適した国」の実現を目指し、企業・大学・研究機関の人材・知・資金の好循環を誘導するシステムを構築することとしています。

また、国内外の新たな市場を開拓し、潜在的な需要を獲得するため、健康産業、観光、農林水産業、エネルギー等の成長産業化、ロボットや人工知能、ビッグデータやオープンデータの活用等に積極的に取り組むこととしています。

こうした中、政府は、「世界最先端IT国家創造宣言」に基づき、世界最高水準のITインフラ環境の確保、サイバーセキュリティ、研究開発の推進等、利活用の裾野拡大を推進するための基盤強化を図ることとしています。

情報通信技術の飛躍的な進展に伴い、個人の行動・状態等に関する情報を含む、いわゆるビッグデータの収集・分析が可能となり、また、行政が保有するデータを二次利用可能な形で提供するいわゆるオープンデータの取り組みも進められており、これらのデータをビジネス資源として有効に活用することで、新産業の創出などによる経済の活性化や社会的課題の解決が図られることが期待されています。

さらに、2013（平成25）年5月には「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が成立し、行政の効率化と国民の利便性向上を図るための社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）導入に向けた準備が進められており、2016（平成28）年1月には社会保障、税、災害対策の行政手続きにおいてマイナンバー

の利用が開始されます。

(5) 安全な暮らしの確保

政府は、2011（平成23年）3月に発生した東日本大震災で明らかになった課題を踏まえ、災害に対する即応力の強化や被災者への対応の改善等の大規模広域災害対策の強化を図るため、「災害対策基本法」の改正を行い、これに併せて「防災基本計画」の見直しを行いました。

また、2013（平成25）年11月に「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」を改定して1都2府26県707市町村を南海トラフ地震防災対策推進地域に指定するとともに、首都直下地震についても、「首都直下地震対策特別措置法」を改定して1都9県309市区町村を首都直下地震緊急対策区域に指定し、防災対策を推進しています。

さらに、大規模自然災害等に備えた国土の強靱化に向け、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」が公布・施行され、同法に基づく「国土強靱化基本計画」、「国土強靱化アクションプラン2014」が作成されました。

2014（平成26）年2月には、関東甲信地方を中心として、過去に例のない記録的な大雪に見舞われ、車両の立ち往生等による道路の通行止めや鉄道の運休が相次ぎ、5,000を超える世帯が孤立するなどの甚大な被害が発生したことから、放置車両対策の強化のため、同年11月に「災害対策基本法」が改正されました。

一方、犯罪など社会的側面に目を向けると、わが国の2014（平成26）年の刑法犯認知件数は約121万件で、戦後最多となった2002（平成14）年の約285万件の半数以下に減少しましたが、児童虐待やDV事案などが増加傾向にあるほか、特殊詐欺やサイバー犯罪なども依然として多発しています。

また、2014（平成26）年の道路交通事故は、件数、死傷者数とも10年連続で減少してはいますが、死傷者数は約71万5千人と依然として高い水準にあります。

さらに、冷凍食品への農薬混入事件などの食を巡る問題、危険ドラッグの吸引者による事件・事故の多発など、依然として消費生活等の安全・安心を脅かす事案が発生しています。

(6) 安心して生活できる保健・医療・福祉の充実

医療及び介護については、2014（平成26）年6月に「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」が成立し、効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに、地域包括ケアシステムを構築することを通じ、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進することとされました。

都道府県においては、地域にふさわしいバランスのとれた医療機能の分化と連携を適切に推進するため、2015（平成27）年度以降、地域の医療需要の将来推計等を活用し、二次医療圏等ごとの医療機能の必要量を含めた「地域医療構想（ビジョン）」を策定することが求められています。また、重度な要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、地域の中で、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構

策に向けた取り組みの強化が求められています。

認知症対策としては、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けることができる社会の実現を目指すため、2015（平成27）年1月に「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」を策定し、12の関係府省庁による横断的な対策が実施されています。

医療保険制度については、国民健康保険の財政基盤を安定させるため、2018（平成30）年4月から、財政運営を市町村から都道府県へ移行することとなりました。

少子化対策については、2015（平成27）年3月に「少子化社会対策大綱」を策定し、5年間で「少子化対策集中取組期間」として位置付け、子育て支援の充実、結婚支援、子育て世代包括支援センターの整備など安全かつ安心して妊娠・出産ができる環境整備を進めることとしています。

なお、こうした社会保障改革に係る財源を確保するため、2014（平成26）年4月に消費税の税率が5％から8％に引き上げられ、2017（平成29）年4月には10％に引き上げられます。

わが国は、障害者の権利及び尊厳を保護等する観点から、障害者権利条約の意義を認め、2007（平成19）年の署名以降、関係する法制度の整備を進め、2014（平成26）年1月に条約を批准しました。条約は、障害に基づくあらゆる差別を禁止しており、今後は、障害者の権利の実現に向けた取り組みが一層強化されることとなります。

2012（平成24）年8月に新たな「自殺総合対策大綱」が閣議決定され、2016（平成28）年までに2005（平成17）年の自殺死亡率を20％以上減少させることを目標とし、国、地方公共団体、民間等が協働して自殺総合対策に取り組むこととしました。

（7）活力ある経済活動と地域の暮らしを支える交通ネットワークの構築

リニア中央新幹線に関して、国土交通省は、2011（平成23）年5月に全国新幹線鉄道整備法に基づく中央新幹線整備計画の決定とJR東海に対する建設指示を行いました。これを受けて、JR東海は東京・名古屋間の環境影響評価の諸手続きを実施した後、国土交通大臣に全国新幹線鉄道整備法に基づく工事実施計画の認可申請を行い、2014（平成26）年10月に認可を受けて事業に着手しました。

政府は、2014（平成26）年7月に新たな国土づくりの理念や考え方を示す「国土のグランドデザイン2050」を策定・公表し、リニア中央新幹線の整備により東京、名古屋、大阪の三大都市圏を一体化させ、世界最大のスーパー・メガリージョンが形成されるとしています。

高速道路等幹線ネットワークの整備は、国民生活の質の向上や地域経済の活性化に大きく寄与するとともに、災害時には命の道としても機能するため、ミッシングリンクの解消が必要となります。

まず、中部横断自動車道の新清水JCT・増穂IC間については、2017（平成29）年度の開通に向けた整備が進められており、長坂・八千穂間については、2014（平成26）年7月に社会資本整備審議会・関東地方小委員会においてルートが了承され、2015（平成27）年4月には計画段階評価が終了し、事業化に向けた調査が引き続き進められています。

また、中央自動車道・小仏トンネル付近の渋滞対策として、2015（平成27）年3月に

首都圏渋滞ボトルネック対策協議会のワーキンググループにおいて、上り線へ付加車線を設置する方針が決定され、下り線についても、引き続き渋滞回数や渋滞量が増加している原因の調査、分析を進めることとされています。

さらに、圏央道（首都圏中央連絡自動車道）の整備により、2014（平成26）年6月に高尾山IC・相模原愛川IC間が開通、2015（平成27）年3月には海老名JCT・寒川北IC間が開通し、本県と神奈川県とのアクセスが飛躍的に改善しました。

2013（平成25）年12月に、豊かな国民生活の実現、国際競争力の強化、地域の活力の向上、大規模災害への対応など交通に関する施策を推進するため、「交通政策基本法」が公布・施行され、2014（平成26）年5月、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の改正により、地方公共団体が先頭に立って地域公共交通の再編を進めています。

（８）地方分権・地域間連携の推進

個性豊かで活力に満ちた地域社会の構築が求められる中、2014（平成26）年5月、地方分権改革推進委員会からの第4次勧告に対する一括法が成立し、勧告への対応が終了したため、地方分権の確立に向けて、今後は地方から提案を募集し、その実現に向けて検討を行う「提案募集方式」により、権限移譲及び規制緩和等を推進することとしています。

また、第30次地方制度調査会は2013（平成25）年6月に、人口減少・少子高齢社会における今後の基礎自治体の行政サービス提供体制について、市町村間の広域連携や都道府県の補完により、市町村が基礎自治体としての役割を果たしていけるような方策を講じるべきとの考え方を示しました。

これを踏まえ、政府は2014（平成26）年5月に地方自治法を改正し、普通地方公共団体が、他の普通地方公共団体と連携して事務処理をするに当たり、基本方針や役割分担を定める協定（連携協約）を締結できる制度、また、事務の一部を他の普通地方公共団体の長等に管理・執行させる事務の代替執行ができる制度を創設しました。

（９）効率的かつ効果的な行財政運営の推進

これまで、政府は「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（行政改革推進法）の制定をはじめ、「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」を策定するなど、地方公共団体の総人件費の抑制や公共サービスの見直し、地方公会計改革等を進めてきました。

地方分権の進展による地方公共団体の役割の増大や高度化・多様化する住民ニーズを背景に、これまで以上に地方公共団体職員の課題解決能力の向上が求められる中、2014（平成26）年5月に「地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律」を公布し、新たな人事評価制度の導入等により能力及び実績に基づく人事管理の徹底を図ることとしています。

さらに、政府は、2020（平成32）年度までに国・地方を合わせた基礎的財政収支の黒字化を目指すとする財政健全化目標の達成に向け、今後5年間（2016～2020年度）を対象期間とする「経済・財政再生計画」を策定し、「デフレ脱却・経済再生」、「歳出改革」、「歳入改革」の3本柱の改革を一体として推進することとしています。